

(証券コード9643)
令和3年6月4日

株 主 各 位

名古屋市中村区名駅四丁目5番28号
中日本興業株式会社
代表取締役社長 服 部 徹

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいませ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、令和3年6月21日(月曜日)当社営業時間終了の時(午後6時)までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- | | | |
|--------------------|---|--|
| 1. 日 | 時 | 令和3年6月22日(火曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時予定) |
| 2. 場 | 所 | 名古屋市中村区名駅四丁目11番27号
シンフォニー豊田ビル 2階
「ミッドランドスクエア シネマ2」 |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | | 第88期 (令和2年4月1日から令和3年3月31日まで) 事業報告、計算書類の報告の件 |
| 決 議 事 項 | | |
| 第 1 号 議 案 | | 剰余金の処分の件 |
| 第 2 号 議 案 | | 取締役5名選任の件 |
| 第 3 号 議 案 | | 監査役3名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を出席票に代えさせていただきますので、お手数ながら同用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎添付書類および株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.nakanihonkogyo.co.jp/#NNK>) に掲載させていただきます。
 - ◎本株主総会の決議ご通知の送付は、株主総会終了後、上記当社ウェブサイトに掲載いたしますので、何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。
- ◎新型コロナウイルス感染防止への対応については、2ページをご参照ください。
- ◎議決権を行使していただきました株主様に 映画観賞券 を後日送付させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止 への対応について

【株主様へのお願い】

新型コロナウイルス感染防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、感染防止にご配慮賜りますようお願い申し上げます。

特に、ご高齢の方や基礎疾患のある方、妊娠されている方、体調のすぐれない方は、株主総会への出席について、慎重なご判断をお願いいたします。

株主総会ご出席の際は、マスクの着用、アルコール消毒液の使用をお願いいたします。

株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じる場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【当社の対応について】

株主総会日時点での流行状況によっては、以下の措置を講じる場合がございますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

- ・株主総会の運営スタッフは体調を確認のうえ、マスク着用で対応をさせていただきます。
- ・会場入口付近でサーモグラフィーによる検温をさせていただき、発熱があると認められる株主様、体調不良と思われる株主様は、ご入場をお断りすることがございます。

昨年同様、議決権を行使していただきました株主様に、映画観賞券を後日送付させていただきます。(株主総会当日の配布はございません。)

※今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト (<https://www.nakanihonkogyo.co.jp/#NNK>) に掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

日時 令和3年6月22日(火曜日)
午前10時 (受付開始：午前9時予定)
場所 名古屋市中村区名駅四丁目11番27号
シンフォニー豊田ビル2階
[ミッドランドスクエア シネマ2]

書面（郵送）による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 令和3年6月21日(月曜日) 午後6時到着分まで

昨年同様、上記のいずれかの方法により議決権行使していただいた株主様に、映画観賞券を後日送付させていただきます。

(令和3年7月下旬発送予定)

- ※ 有効に行使された議決権に限り対象とさせていただきます。
- ※ 議案の賛否は一切問いません。
- ※ 書面にて議決権を行使されます株主様は、行使期限にご注意願います。
- ※ 株主総会に出席いただいた株主様にも、同様に後日送付させていただきます。
- ※ 株主総会当日での配布はございませんので、予めご了承ください。

株主様の安全確保および感染防止のために、可能な限り書面（郵送）による議決権行使をお願いいたします。

事業報告

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、経済活動が大きく制限され、人々の生活においても余儀なく変化を強いられました。2度の緊急事態宣言発出にも関わらず、同感染症の収束には至らず、先行き不透明な状況で推移しました。

このような状況のもと当社では、お客様と従業員の安全を第一と考え、政府、自治体および関係団体からのガイドラインに基づき、マスクの着用、アルコール消毒液の設置、サーモグラフィーによるお客様の体温の確認、施設内の換気などの感染防止対策を講じ、安心できる環境を提供し、レベルを落とすことなくサービスの充実を図り、感動の創造に努めてまいりました。一方で、経費節減につきましても、同時に遂行してまいりました。

この結果、売上高は19億61百万円(前年同期比48.5%減)、営業損失は3億91百万円(前年同期は営業利益1億37百万円)、経常損失は3億11百万円(前年同期は経常利益1億58百万円)、当期純損失は3億26百万円(前年同期は当期純利益1億5百万円)となりました。

以下、事業別の概況をご報告申し上げます。

【シネマ事業】

映画業界では、同感染症拡大の影響による政府、自治体、関係団体からのガイドラインに従い、休業や制限付きの営業、洋画の大作の公開延期等の影響を受け、令和2年の全国入場人員は前年比45.5%減の1億6百万人、興行収入は45.1%減の1,432億85百万円となり、大変厳しい状況でありました。

そのような中、「劇場版『鬼滅の刃』無限列車編」は、社会現象となるなど日本での映画興行収入の記録を塗り替え、当社の収益にも大きく寄与いたしました。全国のスクリン数については、前年より33スクリーン増加し3,616スクリーンとなりました。

当事業では、映画の公開延期が相次ぐ中、よりの確かつ迅速な番組編成を実施することで、売上の最大化を目指してまいりました。

また、当社運営の映画館にて換気実証実験を実施し、お客様に映画館の安全性をPRする活動も行いました。なお、この実験動画は、全国の映画館で上映されております。

当事業年度の公開作品数は、邦画93作品、洋画84作品、アニメ60作品、ODS(映画以外のデジタルコンテンツ)153作品の合わせて、390作品(前期末比273作品減)と大きく減少いたしました。

主な上映作品としまして、邦画では、7月公開「今日から俺は!! 劇場版」、[「コンフィデンスマンJP プリンセス編」、12月公開「新解釈・三國志」、1月公開の「花束みたいな恋をした」、洋画では、9月公開「TENET テネット」、12月公開「ワンダーウーマン1984」、3月公開の「トムとジェリー」、[「モンスターハンター」、アニメでは、9月公開「劇場版 ヴァイオレット・エヴァーガーデン」、10月公開「劇場版『鬼滅の刃』無限列車編」、1月公開「銀魂 THE FINAL」、3月公開の「シン・エヴァンゲリオン劇場版」、ODSでは、12月公開「滝沢歌舞伎 ZERO 2020 The Movie」、[「シネマ歌舞伎 三谷かぶき 月光露針路日本 風雲児たち」などの番組を編成いたしました。

また、飲食部門の名古屋市千種区の「覚王山カフェJi.Coo.」、名古屋市中村区の「LA BOBINE ガレットカフェ」では、素材を生かしたメニュー開発や、店内イベント等を実施するなど、お客様に満足いただける店舗創りに努めてまいりました。

その他、新たな試みとして参加しておりますアニメ「シキザクラ製作委員会」におきましては、東海エリア発の本格的テレビシリーズとなるアニメの放映が、本年10月に決定いたしております。

この結果、当事業では売上高は17億91百万円、営業損失は3億42百万円となりました。

【アド事業】

当事業は、同感染症拡大に伴う映画関連の業務・イベント等に中止が相次ぎ、また、コインパーキング等のサイン工事につきましても、その影響を大きく受けることとなりました。

この結果、当事業では売上高は1億70百万円、営業損失は49百万円となりました。

(2) 対処すべき課題

同感染症については、いまだ収束の兆しが見られないことから、経済活動への影響は、不透明ながら一定期間継続するものと思われま

このような状況のもと当社では、引き続き同感染症の感染拡大を予防するため、徹底した対策を施すことで、お客様が安心してご利用いただける環境を提供してまいります。

シネマ事業では、名古屋地区の映画・映像の情報発信基地として、さまざまな番組を提供していくエンターテインメント性の高い劇場運営に努めてまいります。

今期上映予定の主な上映作品としまして、邦画では、5月公開「いのちの停車場」、9月公開「マスカレード・ナイト」、10月公開「燃えよ剣」、12月公開の「あなたの番です 劇場版」、洋画では、8月公開「ワイルドスピード/ジェット・ブレイク」、秋公開「007ノー・タイム・トゥ・ダイ」、 「トップガン マーベリック」、冬公開の「ウエスト・サイド・ストーリー」、アニメでは、7月公開「竜とそばかすの姫」、8月公開「僕のヒーローアカデミア THE MOVIE ワールド ヒーローズ ミッション」、9月公開「鹿の王 ユナと約束の旅」、秋公開の「劇場版 ソードアート・オンライン プログレッシブ 星なき夜のARIA」、ODSでは、「シネマ歌舞伎」や「METライブビューイング」など、幅広いジャンルの良質な作品が待機しております。また、「午前十時の映画祭11」が愛知県としては当社運営の映画館のみで上映し、4月から1年にわたり珠玉の傑作映画をご提供させていただきます。

さらに、上質なアート作品をお届けする「アートレーベル」、コアなアニメ作品をお届けする「アニメレーベル」においても、より充実した番組編成をしております。

飲食部門は、健康に留意したメニューの追求をするとともに、ゆっくりとお寛ぎいただける空間の創造に努めてまいります。

アド事業では、引き続き「東京営業室」に軸を置き、映画関連に特化するとともに、パーキング事業等につきましても、積極的な営業活動に努めてまいります。

サービス業を営んでいる当社は、新型コロナウイルス感染防止対策をしっかりと図りながら、より良い商品を提供すること、そして、より良いサービスを提供するための人材育成、教育をすることにより、お客様に選ばれる施設となるよう、一層の精進をしております。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資および資金調達の状況

当事業年度において実施いたしました設備投資の総額は43,737千円であり、その主なものは、割賦販売法に対応するためのシネマシステム更改であります。

なお、資金調達につきましては、該当する事項はありません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	年度	第85期	第86期	第87期	第88期 (当事業年度) 令2.4~3.3
		平29.4~30.3	平30.4~31.3	平31.4~令2.3	
売 上 高 (千円)		3,716,833	3,854,213	3,809,428	1,961,789
当期純利益又は 当期純損失(△) (千円)		42,136	104,911	105,687	△326,346
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)		79.36	197.63	199.10	△614.85
総 資 産 (千円)		4,938,467	5,094,852	4,715,745	4,349,145
純 資 産 (千円)		3,730,896	3,769,928	3,782,885	3,525,966

- (注) 1. 第85期は、「銀魂」、「8年越しの花嫁 奇跡の花嫁」、「美女と野獣」、「スター・ウォーズ 最後のジェダイ」、「名探偵コナン から紅の恋歌」、「怪盗グルーのミニオン大脱走」などが高稼働いたしました。設備面では、「ミッドランドスクエア シネマ」の改装工事を行いました。
2. 第86期は、「万引き家族」、「劇場版コード・ブルードクター・ヘリ緊急救命」、「ジュラシック・ワールド炎の王国」、「ミッション：インポッシブル／フォールアウト」、「名探偵コナン ゼロの執行人」、「未来のミライ」などが高稼働いたしました。設備面では、「ミッドランドシネマ 名古屋空港」の改装工事を行いました。
3. 第87期は、「キングダム」、「記憶にございません!」、「アラジン」、「スター・ウォーズ スカイウォーカーの夜明け」、「天気の子」、「アナと雪の女王2」などが高稼働いたしました。設備面では、「ミッドランドスクエア シネマ」のドルビーシネマ工事を行いました。
4. 第88期の状況につきましては、(1)に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社および子会社の状況 (令和3年3月31日現在)

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(6) 主要な事業内容（令和3年3月31日現在）

①シネマ事業

映画興行ならびにこれに付帯する業務、飲食店の経営

②アド事業

展示装飾および看板の製作業務、広告代理店業務

(7) 主要な事業所（令和3年3月31日現在）

・本 社：名古屋市中村区名駅四丁目5番28号

・事業所：

<劇 場>

ミッドランドスクエア シネマ（14）

名古屋市中村区

ミッドランドシネマ 名古屋空港（12）

愛知県西春日井郡豊山町

<飲食店>

覚王山カフェJi.Coo.

名古屋市中村区

LA BOBINE ガレットカフェ

名古屋市中村区

<展示装飾および看板の製作、広告代理店>

中日本エージェンシー

名古屋市中村区

中日本エージェンシー 東京営業室

東京都千代田区

(注) 1. 劇場の（ ）内の数字は、スクリーン数です。

2. 「ミッドランドスクエア シネマ」および「LA BOBINE ガレットカフェ」は、当社と株式会社松竹マルチプレックスシアターズとの共同事業体が運営しております。

(8) 従業員の状況（令和3年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
55名	一名	42.6歳	11.7年

(注) 上記従業員数には、臨時従業員は含んでおりません。

(9) 主要な借入先（令和3年3月31日現在）

金融機関からの借入金はありません。

2. 会社の株式に関する事項（令和3年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 2,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 530,774株(自己株式9,226株を除く)
- (3) 株主数 2,914名(前期末比31名増)
- (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
東 和 不 動 産 株 式 会 社	40,000株	7.53%
トヨタ自動車株式会社	30,000	5.65
松 竹 株 式 会 社	20,000	3.76
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	5,400	1.01
服 部 徹	5,200	0.97
廣 野 純 弘	4,392	0.82
濱 谷 亘 匠	4,300	0.81
岡 本 藤 太	3,700	0.69
服 部 敬 徳	3,000	0.56
横 山 秀 昭	2,800	0.52

(注) 持株比率は、自己株式(9,226株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（令和3年3月31日現在）

氏 名	地 位	担当および重要な兼職の状況
服 部 徹	代表取締役社長	感動創造支援本部本部長 経営企画部担当
貴 田 吉 晴	取 締 役	感動創造本部本部長 興行部担当 興行部部長
小 塚 康	取 締 役	感動創造本部副本部長 企画営業部担当 企画営業部部長
鶉 飼 正 男	取 締 役	東和不動産株式会社代表取締役社長
大 谷 信 義	取 締 役	松竹株式会社取締役会長
細 川 秀 樹	常 勤 監 査 役	
岡 本 安 史	監 査 役	大栄産業株式会社取締役
田 中 誠 治	監 査 役	田中会計事務所所長 ガイドー株式会社社外監査役

- (注) 1. 令和3年1月1日に担当業務変更があり、服部徹氏は経営企画部担当 感動創造本部本部長 企画営業部担当より変更いたしました。
2. 令和3年1月1日に担当業務変更があり、貴田吉晴氏は感動創造支援本部本部長 総務部担当 経営企画部担当 総務部部長 経営企画部上席部長 食文化創造室担当より変更いたしました。
3. 令和3年1月1日に担当業務変更があり、小塚康氏は感動創造本部副本部長 興行部担当 興行部上席部長より変更いたしました。
4. 鶴飼正男氏および大谷信義氏は、社外取締役であります。
5. 岡本安史氏および田中誠治氏は、社外監査役であります。
6. 岡本安史氏および田中誠治氏は、株式会社名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
7. 田中誠治氏は、公認会計士および税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
8. 細川秀樹氏は、令和2年6月24日開催の第87回定時株主総会において、監査役に選任され、就任いたしました。
9. 佐藤桂一氏は、令和2年6月24日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって、辞任により監査役を退任いたしました。
10. 令和3年3月31日現在の執行役員は、加藤康章氏（感動創造支援本部副本部長 総務部担当 経理部担当 経理部部長 経営企画部部長）の1名であります。

(2) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)		対象となる役員 の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	
取 締 役	47,074	47,074	—	5
(うち社外)	(5,875)	(5,875)	(—)	(2)
監 査 役	16,570	16,570	—	4
(うち社外)	(5,875)	(5,875)	(—)	(2)
合 計	63,644	63,644	—	9
(うち社外)	(11,750)	(11,750)	(—)	(4)

(注) 上記の支給人員には、令和2年6月24日開催の第87回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名を含んでおります。

② 業績連動報酬等に関する事項

当事業年度に係る業績連動報酬等の支給はございませんでした。

③ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、平成25年6月25日開催の第80回定時株主総会において年額19,000万円以内（うち社外取締役は年額1,200万円以内）と決議しております（使用人兼務取締役の使用分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、5名（うち社外取締役2名）です。

監査役の金銭報酬の額は、平成25年6月25日開催の第80回定時株主総会において年額3,000万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名（うち社外監査役2名）です。

④取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針等に関する事項

当社は、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものと判断しております。その内容は、次のとおりとなります。

ア. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績、企業価値向上の貢献意欲向上等を図るインセンティブとして十分に機能するような報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。

具体的には、常勤取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬および賞与としての業績連動報酬により構成され、監督機能を担う非常勤取締役（社外取締役）については、その職務に鑑み、原則として基本報酬を支払うこととする。

イ. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月額の固定報酬とし、基準額に対して役位ごとに一定の倍率を乗じて算出したものを基準に、経営成績、経済情勢、社員給与とのバランス、経営能力および功績等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。なお、非常勤取締役（社外取締役）の基本報酬は、上記の基準による報酬額の20%から50%の範囲とする。

ウ. 業績連動報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬等は、業績貢献への意欲を高めることを目的とし、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益の目標値の達成度合いを勘案し、賞与として、一定の時期に支給する。

エ. 金銭報酬の額、非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

常勤取締役の種類別の報酬割合については、基本報酬をベースとしたうえで、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、社外取締役の意見も踏まえ決定するものとする。

オ. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、経営能力や功績を勘案した各取締役の基本報酬の額および役員個々の業務執行状況を勘案した賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、非常勤取締役（社外取締役）と協議するものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該協議の内容を踏まえたうえで決定をしなければならないこととする。

⑤取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

当社取締役会は、代表取締役社長服部徹に対し各取締役の基本報酬の額および賞与の評価配分の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

(3) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

- ・取締役鵜飼正男氏は、東和不動産株式会社の代表取締役社長であります。同社は当社の大株主であり、同社と当社との間には劇場等の賃貸借等の取引関係があります。
- ・取締役大谷信義氏は、松竹株式会社の取締役会長であります。同社は当社の大株主であり、同社と当社との間には映画配給等の取引関係があります。
- ・監査役岡本安史氏は、大栄産業株式会社の取締役であります。同社と当社との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役田中誠治氏は、田中会計事務所所長であります。同所と当社との間には特別の利害関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取 締 役	鵜 飼 正 男	当事業年度開催の取締役会11回のうち10回出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
取 締 役	大 谷 信 義	当事業年度開催の取締役会11回のうち6回出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程における監督機能を担っております。
監 査 役	岡 本 安 史	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回出席、また、監査役会12回のうち12回出席し、主に経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。
監 査 役	田 中 誠 治	当事業年度開催の取締役会11回のうち11回、また、監査役会12回のうち12回出席し、主に公認会計士、税理士としての専門的な見識により、必要に応じて当社の経営上有用な指摘、意見を述べております。

③責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の氏名

公認会計士 早稲田智大

公認会計士 前田 勝己

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当事業年度に係る各会計監査人の報酬等の額

公認会計士 早稲田智大 4,200千円

公認会計士 前田 勝己 4,200千円

②当社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

公認会計士 早稲田智大 4,200千円

公認会計士 前田 勝己 4,200千円

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積りの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確にしておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定事項は、以下のとおりであります。

(1) 取締役および使用人の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①「行動規範」およびコンプライアンス諸規程を取締役および使用人の行動規範とし、代表取締役社長が繰り返しその精神を取締役および使用人に伝えることにより、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。
- ②社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的な勢力および団体とは断固として対決し、決して経済的な利益供与をしないことを徹底する。
- ③代表取締役社長が委員長となるコンプライアンス委員会を設置し、総務部が中心となり全社横断的に統括する。
- ④違反または違反行為を発見した場合は、「内部通報規程」に従いすみやかに報告し、処置または対策を命ずるほか、必要に応じて月次の取締役会において協議する。

(2) 取締役の職務の執行にかかる情報の保存および管理に関する体制

- ①「文章管理規程」に従い、取締役および執行役員（以下、役員という。）の職務執行に係る情報を文章または電磁的媒体（以下、文章等という。）に記録し、保存するものとし、必要に応じて取締役、監査役等が、閲覧可能な状態を維持する。
- ②法令または取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、「リスク管理方針」に基づき、経営に影響をおよぼす部門横断的なリスクを認識し、評価し、適切に対応するため「リスク管理規程」を制定し、これを事業運営に活かす仕組みを整備する。
- ②リスクに関する統括部署は内部監査室とし、各部署における損失の危険に繋がらうるリスクの洗い出し・評価、リスクに対する対応状況を把握し、リスクの防止および会社損失の最小化を図る。
- ③リスクの現実化に伴う危機に備え、経営危機が発生した場合の対応として「経営危機管理規程」を制定し、迅速かつ適切に対処することにより損失の最小化に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、「取締役会規程」に基づき毎月1回取締役会を開催し、重要事項の決定および取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- ②取締役会の機能をより強化し経営効率を向上させるため、常勤取締役、執行役員、各部門の部長、統括マネージャー、およびマネージャーにより構成される営業会議を毎月1回開催し、業務執行に関する基本事項および重要事項を決定し、慎重な意思決定を行う。また、常勤取締役、執行役員、および各部門の部長が出席し、毎週1回開催される経営会議、ならびに常勤役員、執行役員、および各部門の部長が出席し、毎週1回開催される部長会において、事業内容の定期的な報告を行うとともに、重要な案件については事前協議を行うものとする。
- ③経営会議の議事録は、「文章管理規程」に従い、記録し、保存するものとし、必要に応じて少なくとも10年間は、閲覧可能な状態を維持する。
- ④「金融商品取引法」に基づき、財務報告に係る信頼性を確保するため、当社は財務報告に係る、必要かつ適切な内部統制を整備し、運用する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項およびその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- ①監査役の職務を補助すべき使用人は置かないものとする。ただし、監査役は必要に応じて総務部長の了承を得た上で、各部署の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。また、その使用人は、監査役からの命令に関して独立性を図るため、取締役からの指揮命令を受けないものとし、その指示の実効性を確保するものとする。
- ②監査役の職務を補助すべき使用人の任命、異動、評価等は監査役会との協議のうえ決定するものとする。
- ③内部監査室は、必要に応じて監査役を補助する。

(6) 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ①監査役は、経営の意思決定や業務執行の状況を把握するため、取締役会に出席する。必要なつど取締役または使用人に対して、報告や関係資料の提示を求めることができる。
- ②監査役は、取締役会のほか重要と思われる会議に出席することができる。
- ③当社の決算情報、稟議書、営業報告等、監査役業務の遂行に必要な情報を、保管文章を介して、監査役はいつでも閲覧できる。

④取締役は会社に著しい損害をおよぼす恐れのある事実を発見したときには、直ちに監査役会に報告する体制を確保する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

①監査役と代表取締役、業務担当役員との間の定期的な意見交換会を行う。また、必要に応じて会計監査人から説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図っていくものとする。

②監査役は、必要に応じ、会計監査人・弁護士に相談することができ、その費用は会社が負担するものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行

取締役会を11回開催し、経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされております。

(2) コンプライアンス体制

「コンプライアンス委員会」を4回開催し、コンプライアンスの順守状況等の報告を行うとともに、問題点を洗い出し、その改善を図っております。

(3) リスク管理

「コンプライアンス委員会」において、当社におけるリスクを検証し、その管理状況の確認および情報共有を行っております。

(4) 内部監査

内部監査室が年間の監査計画に基づき、各部門において書類の閲覧およびヒアリング等を通じて監査を行っております。

(5) 監査役の職務の執行

監査役会を12回開催し、監査に関する重要な報告を受け、協議および決議を行っております。また、監査計画に基づき、取締役会等の重要な会議に出席し、代表取締役社長、社外取締役、会計監査人、ならびに内部監査室との間で定期的に情報交換を行うことで、取締役の職務執行の監査、内部統制の整備ならびに運用状況を確認しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(令和3年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	1,194,981	流 動 負 債	436,027
現金及び預金	566,904	買掛金	245,605
受取手形及び売掛金	183,237	リース債務	45,904
有価証券	300,000	未払費用	85,989
商品及び製品	4,724	賞与引当金	17,290
原材料及び貯蔵品	2,948	その他	41,238
前払費用	30,901		
預け金	42,388		
未収還付法人税等	16,135		
その他	47,741		
固 定 資 産	3,154,164	固 定 負 債	387,152
有形固定資産	(1,871,147)	リース債務	89,716
建物	1,020,463	退職給付引当金	67,747
構築物	1,064	長期未払金	25,200
機械装置	59,768	資産除去債務	85,592
器具備品	93,936	受入保証金	118,896
土地	695,913	負 債 合 計	823,179
無形固定資産	(51,725)	純 資 産 の 部	
電話加入権	1,147	株 主 資 本	3,322,127
ソフトウェア	50,341	資本金	(270,000)
その他	236	資本剰余金	(13)
投資その他の資産	(1,231,291)	資本準備金	13
投資有価証券	577,854	利 益 剰 余 金	(3,122,520)
関係会社株式	10,000	利益準備金	67,500
差入保証金	554,255	その他利益剰余金	3,055,020
長期前払費用	36,474	配当準備積立金	192,016
繰延税金資産	52,708	別途積立金	2,380,000
		繰越利益剰余金	483,003
		自 己 株 式	(△70,406)
		評価・換算差額等	203,838
		その他有価証券評価差額金	(203,838)
資 産 合 計	4,349,145	純 資 産 合 計	3,525,966
		負 債 純 資 産 合 計	4,349,145

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,961,789
売 上 原 価		1,017,162
売 上 総 利 益		944,627
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,336,609
営 業 損 失		391,982
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	10,374	
協 賛 金 収 入	9,345	
助 成 金 収 入	59,817	
雑 収 入	2,385	81,921
営 業 外 費 用		
雑 損 失		1,766
経 常 損 失		311,827
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	11	
臨 時 休 業 等 に よ る 損 失	83,716	83,728
税 引 前 当 期 純 損 失		395,555
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,541	
法 人 税 等 調 整 額	△70,750	△69,208
当 期 純 損 失		326,346

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(令和2年4月1日から
令和3年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				利益剰余金合計
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			
			配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	270,000	13	67,500	218,555	2,380,000	809,350	3,475,406
当期変動額							
配当準備積立金の取崩				△26,538		26,538	
剰余金の配当						△26,538	△26,538
当期純損失						△326,346	△326,346
自己株式の取得							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計				△26,538		△326,346	△352,885
当期末残高	270,000	13	67,500	192,016	2,380,000	483,003	3,122,520

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△70,406	3,675,013	107,872	107,872	3,782,885
当期変動額					
配当準備積立金の取崩					
剰余金の配当		△26,538			△26,538
当期純損失		△326,346			△326,346
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			95,966	95,966	95,966
当期変動額合計		△352,885	95,966	95,966	△256,919
当期末残高	△70,406	3,322,127	203,838	203,838	3,525,966

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの 移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法) によっております。

最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

- ・有形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

耐用年数等は法人税法の減価償却の方法と同一の基準によっております。

また、平成19年3月31日以前に取得したものについては、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっております。

- ・無形固定資産 (リース資産を除く)

定額法を採用しております。

耐用年数等は法人税法の減価償却の方法と同一の基準によっております。

また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。

- ・リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

4. 引当金の計上基準

- ・賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ・退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、計上しております。
退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る事業年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

5. 消費税等の会計処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更
「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度から適用し、個別注記表に（会計上の見積りに関する注記）を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

- ・当事業年度計上額 52,708千円
- ・その他見積りの内容に関する理解に資する情報

新型コロナウイルス感染症の影響については、現時点で入手可能な情報や予測等に基づき、翌事業年度においても当社への様々な影響は一定程度残るものとして仮定し、繰延税金資産の回収可能性の会計上の見積りを行っています。

なお、新型コロナウイルス感染症による経済活動への影響は不確実性が高いため、今後の実際の推移がこの仮定と乖離する場合には、翌事業年度の繰延税金資産計上額に影響を与える可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産

現金及び預金（定期預金）	5,000千円
建 物	164,201千円
土 地	60,515千円
合 計	229,717千円
上記に対応する債務	
受入保証金	117,516千円
買掛金	983千円
合 計	118,499千円

2. 有形固定資産の減価償却累計額

2,153,264千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 540,000株

2. 当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式 9,226株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力 発生日
令和2年6月24日 定時株主総会	普通 株式	15,923	30	令和2年 3月31日	令和2年 6月25日
令和2年11月12日 取締役会	普通 株式	10,615	20	令和2年 9月30日	令和2年 12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額(千円)	1株 当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
令和3年6月22日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	15,923	30	令和3年 3月31日	令和3年 6月23日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産	
賞与引当金等	6,085千円
未払事業所税	1,160千円
ゴルフ会員権評価損	3,801千円
減価償却超過額	1,833千円
退職給付引当金	20,676千円
長期末払金	7,691千円
繰越欠損金	161,625千円
資産除去債務	10,562千円
小計	213,436千円
評価性引当額	△71,190千円
繰延税金資産合計	142,246千円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△89,538千円
繰延税金負債合計	△89,538千円
繰延税金資産純額	52,708千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

当事業年度は、税引前当期純損失のため記載しておりません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、主にシネマ事業を行うための設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、市場価格のリスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算後、最長で5年9ヶ月後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、与信管理規程に従い、営業債権等について、各事業部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や低減を図っております。

投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況を把握しております。

当社は、各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰計画を作成・更新し、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

令和3年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を評価することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1)現金及び預金	566,904	566,904	—
(2)受取手形及び売掛金	183,237	183,237	—
(3)有価証券及び投資有価証券	877,804	877,804	—
資産計	1,627,946	1,627,946	—
(1)買掛金	245,605	245,605	—
(2)リース債務	135,620	135,620	—
負債計	381,225	381,225	—

(注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1)買掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)リース債務

これらは、時価が帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	50

上記については市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため「(3)有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の概要

当社は、名古屋市その他の地域において、賃貸商業施設（土地を含む）等を所有しております。令和3年3月期における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は46,321千円（賃貸収益は売上高に、主な賃貸費用は売上原価に計上）であります。

2. 賃貸等不動産に関する貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに決算日における時価及び当該時価の算定方法

貸借対照表計上額			決算日における 時価 (千円)
当事業年度 期首残高 (千円)	当事業年度 増減額 (千円)	当事業年度 期末残高 (千円)	
902,354	△8,865	893,489	1,735,247

- (注)1. 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
 2. 主な変動は、減価償却費であります。
 3. 時価の算定方法
 主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

(持分法損益等に関する注記)

関連会社は、損益等からみて重要性が乏しいと判断し、持分法を適用した場合の投資損益の金額は算出しておりません。

(関連当事者との取引に関する注記)

役員および個人主要株主等

種 類	会社等 の名称	議決権の所 有(被所有) 割合	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
役員が代表 権を有して いる会社	東和不動産 株式会社	被所有 7.53%	建物 の賃借	家賃他 の支払	253,948	前払 費用	25,460
				保証金 の差入	—	差入 保証金	275,577

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 東和不動産株式会社については、当社取締役鶴飼正男氏が代表取締役社長を務めております。
 2. 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
 3. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額 6,643円 6銭
 2. 1株当たり当期純損失 614円85銭

(重要な後発事象に関する注記)

該当する事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和3年5月18日

中日本興業株式会社
取締役会 御中

早稲田公認会計士事務所
愛知県名古屋市
公認会計士 早稲田 智 大 ㊞
前田勝己公認会計士事務所
愛知県名古屋市
公認会計士 前 田 勝 己 ㊞

監査意見

私たちは、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、中日本興業株式会社の令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。
その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの第88期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役会規程」及び「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人（公認会計士早稲田智大、公認会計士前田勝己）の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

令和3年5月20日

中日本興業株式会社 監査役会

常勤監査役	細川 秀樹	㊟
監査役（社外監査役）	岡本 安史	㊟
監査役（社外監査役）	田中 誠治	㊟

以上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当方針につきましては、長期的に安定した経営基盤の確保に努め、業績および配当性向等を総合的に勘案して、安定した配当を維持していくことを基本としております。

当期の期末配当につきましては、業績および今後の事業環境を考慮し、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金30円

総額 15,923,220円

(注) 中間配当を含めました年間の配当金は、1株につき50円となります。

(2) 剰余金の配当が効力を生ずる日

令和3年6月23日

第2号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	はっとり とおる 服部 徹 (昭和34年3月15日)	平成元年4月 当社入社 平成11年3月 当社総務部部长 平成12年1月 当社秘書室室長 平成13年10月 中日本商事株式会社取締役 平成14年4月 当社総務部部长・事業開発部部长 平成14年6月 当社取締役 総務部部长・事業開発部部长 平成14年11月 株式会社Ji.Coo.代表取締役社長 平成16年4月 当社取締役 総務部担当・事業開発部部长 平成17年6月 当社常務取締役 総務部門・経理部門・事業開発部門担当 平成17年10月 当社常務取締役 管理部門・事業開発部担当 平成19年6月 当社代表取締役専務 管理部門・事業開発部担当 平成20年6月 当社代表取締役専務 経営企画部担当 平成21年4月 当社代表取締役専務 興行部上席担当・経営企画部担当 平成22年4月 当社代表取締役社長 平成29年1月 当社代表取締役社長 経営企画部担当 令和元年6月 当社代表取締役社長 経営企画部担当 感動創造本部本部長 企画営業部担当 令和3年1月 当社代表取締役社長 感動創造支援本部本部長 経営企画部担当 (現任)	5,902株
	(選任理由)		
	入社以来、映画興行等の営業・総務・事業開発の業務に携わり、平成14年から取締役、平成17年から常務取締役、平成19年から代表取締役専務、平成22年から代表取締役社長を務める等、企業の経営者としての豊富な経験と経営に関する高い識見を有しており、当社の持続的な企業価値向上のための適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者 番 号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および 重 要 な 兼 職 の 状 況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
2	き だ よ し は る 貴 田 吉 晴 (昭和39年7月23日)	平成19年4月 当社入社 平成21年4月 当社総務部部长 平成22年4月 当社執行役員 総務部担当総務部部长 平成25年4月 当社執行役員 経営管理本部（現感動創造支援本部）副本部长 総務部担当 経営企画部担当 経営企画部部长・総務部部长 平成29年1月 当社執行役員 感動創造支援本部副本部长 総務部担当・経営企画部担当 総務部部长・経営企画部部长 食文化創造室担当 平成29年6月 当社取締役 感動創造支援本部副本部长 総務部担当・経営企画部担当 総務部部长・経営企画部上席部长 食文化創造室担当 令和3年1月 当社取締役 感動創造本部副本部长 興行部担当 興行部部长 (現任)	564株
(選任理由) 入社以来、総務・経営企画の業務に携わり、平成22年から執行役員、平成29年から取締役を務める等、豊富な経験と経営に関する高い識見を有しており、当社の持続的な企業価値向上のための適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者 番号	氏 名 生 年 月 日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
3	こ づか やすし 小 塚 康 (昭和34年11月29日)	平成19年8月 中日本商事株式会社入社 平成21年4月 同社宣伝企画部部長 平成21年6月 同社取締役 宣伝企画部担当 宣伝企画部部長 平成23年6月 同社取締役 リラクゼーション部担当・宣伝企画部担当 リラクゼーション部部長、宣伝企画部部長 平成25年4月 当社執行役員 営業本部（現感動創造本部）副本部長 興行部担当・リラクゼーション部担当・企画営業部担当 興行部部長・リラクゼーション部部長・企画営業部部長 平成27年4月 当社執行役員 感動創造本部副本部長 興行部担当・リラクゼーション部担当・企画営業部担当 興行部部長 平成28年10月 当社執行役員 感動創造本部副本部長 興行部担当・リラクゼーション部担当・企画営業部担当 興行部上席部長・リラクゼーション部部長 平成29年1月 当社執行役員 感動創造本部副本部長 興行部担当 興行部上席部長 平成29年6月 当社取締役 感動創造本部副本部長 興行部担当 興行部上席部長 令和3年1月 当社取締役 感動創造本部副本部長 企画営業部担当 企画営業部部長 (現任)	201株
(選任理由) 入社以来、映画興行・宣伝企画・リラクゼーションの業務に携わり、平成25年から執行役員、平成29年から取締役を務める等、豊富な経験と経営に関する高い識見を有しており、当社の持続的な企業価値向上のための適切な人材であると判断し、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
4	※ やまむらともひで 山村知秀 (昭和37年5月3日)	昭和61年4月 三井不動産株式会社入社 平成16年4月 同社ビルディング営業二部営業グループ長 平成20年4月 同社経理部財務グループ長 平成24年4月 同社商業施設本部アーバン事業部長 平成28年4月 同社ビルディング本部法人営業統括二部長 平成30年4月 同社ビルディング本部ワークスタイル推進部長 令和3年4月 東和不動産株式会社顧問 (現任)	0株
〔選任理由および期待される役割の概要〕 当社の特定関係事業者である東和不動産株式会社の顧問であり、豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に助言等をいただくこと、および、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待するため選任をお願いするものであります。なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、前述の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			
5	※ たかはしとしひろ 高橋敏弘 (昭和42年9月26日)	平成2年4月 松竹株式会社入社 平成23年3月 同社映像統括部部長 平成24年4月 同社映像本部長付部長、映像統括部担当、映像調整部担当 平成24年5月 同社執行役員 平成25年5月 同社執行役員、映像統括部担当、映像統括部部長、映像調整部部長 平成25年6月 同社執行役員、経営情報企画部経営企画室付(統括担当) 平成26年5月 同社執行役員、映像副本部長、映像企画部担当、映像調整部担当、映画営業部担当、映画宣伝部担当、メディア事業部担当、経営企画部経営企画室付(統括担当) 平成27年5月 同社取締役、映像企画部門担当(現任)、映像調整部門担当(現任)、映画営業部門担当、映画宣伝部門担当、メディア事業部門担当 平成30年5月 同社常務取締役(現任) 平成30年12月 同社経営企画部グローバル戦略室副担当 令和元年9月 同社事業開発本部開発企画部門副担当(現任)、グローバル事業部門副担当(現任) 令和2年5月 同社映像本部長 (現任)	0株
〔選任理由および期待される役割の概要〕 当社の特定関係事業者である松竹株式会社の常務取締役であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識により、当社の経営全般に助言等をいただくこと、および、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定について関与、監督等いただくことを期待するため選任をお願いするものであります。			

- (注) 1. ※は、新任取締役候補者であります。
2. 取締役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
3. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は、次のとおりであります。
- (1) 山村知秀氏は、東和不動産株式会社の顧問であり、当社は同社と劇場の賃貸借等の取引関係があります。また、同氏は令和3年6月に東和不動産株式会社の代表取締役社長に就任予定であります。
- (2) 高橋敏弘氏は、松竹株式会社の常務取締役であり、当社は同社と映画配給等の取引関係があります。
4. 山村知秀氏および高橋敏弘氏は、社外取締役候補者であります。
5. 社外取締役との責任限定契約について
山村知秀氏および高橋敏弘氏の選任が承認された場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。
7. 当社の連結子会社でありました株式会社Ji.Coo.と同じく連結子会社でありました中日本商事株式会社は、平成20年3月16日に株式会社Ji.Coo.を存続会社、中日本商事株式会社を消滅会社とする吸収合併をし、社名を中日本商事株式会社といたしましたが、当社を存続会社として平成26年9月1日付の合併で消滅しております。

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
1	ほそかわ ひでき 細川 秀樹 (昭和37年12月24日)	昭和60年3月 当社入社 平成14年11月 中日本商事株式会社常務取締役 平成18年10月 同社取締役 平成21年4月 当社経理部部長 平成29年6月 当社執行役員 感動創造支援本部副本部長 経理部担当 経理部部長・経営企画部部長 平成31年3月 当社執行役員 感動創造支援本部副本部長 経理部担当 経理部上席部長・経営企画部部長 令和2年6月 当社常勤監査役 (現任)	194株
	[選任理由]		
	入社以来、主に映画宣伝・経理関連業務に従事し、執行役員経理部担当 経理部上席部長を務めるなど、映画業界および財務に関する豊富な経験と経営に関する高い識見を有しており、客観的かつ公正な立場で取締役を監査できると判断し、引き続き監査役として選任をお願いするものであります。		

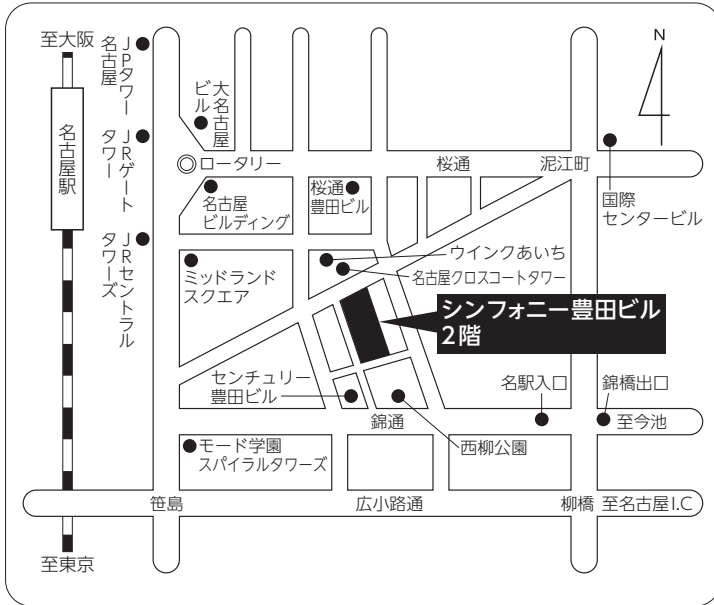
候補者番号	氏名 生年月日	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する 当社株式の数
2	おかもとやすし 岡本安史 (昭和36年12月15日)	昭和59年4月 豊田通商株式会社入社 平成10年6月 大栄産業株式会社入社 平成23年6月 同社取締役 (現任)	800株
		平成25年6月 当社監査役 (現任)	
〔選任理由〕 大栄産業株式会社の取締役であり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。			
3	たなかせいじ 田中誠治 (昭和31年9月24日)	昭和63年2月 公認会計士登録 昭和63年6月 田中会計事務所開設 平成9年2月 ガイドー株式会社 社外監査役 (現任)	0株
		平成23年6月 当社会計監査人 令和2年6月 当社監査役 (現任)	
〔選任理由〕 公認会計士、税理士として会計および税務に関する専門的な見識を当社の監査に反映していただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外監査役となること以外で会社の経営に関与した経験はございませんが、前述の実務経験を有することなどから、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。			

- (注) 1. 監査役候補者は、いずれも当社との間に特別な利害関係はありません。
2. 監査役候補者の所有する当社株式の数は、役員持株会における持分を含んでおります。
3. 岡本安史氏および田中誠治氏は、社外監査役候補者であります。
4. 当社は岡本安史氏および田中誠治氏を、株式会社名古屋証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として届け出ております。なお、両氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。
5. 岡本安史氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年となります。
6. 田中誠治氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
7. 社外監査役との責任限定契約について
当社は、岡本安史氏および田中誠治氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額であります。
8. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになるその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容で更新を予定しております。
9. 当社の連結子会社でありました株式会社Ji.Coo.と同じく連結子会社でありました中日本商事株式会社は、平成20年3月16日に株式会社Ji.Coo.を存続会社、中日本商事株式会社を消滅会社とする吸収合併をし、社名を中日本商事株式会社といたしました。その後、当社を存続会社として平成26年9月1日付の合併で消滅しております。

以上

株主総会「会場ご案内略図」

日時／令和3年6月22日（火曜日）
午前10時（受付開始：午前9時予定）
会場／名古屋市中村区名駅四丁目11番27号
シンフォニー豊田ビル 2階
「ミッドランドスクエア シネマ2」
問合せ電話番号 <052> 551-0274



専用の駐車場をご用意しておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

JR名古屋駅・名鉄名古屋駅・近鉄名古屋駅・地下鉄名古屋駅より徒歩にて約8分です。

**昨年同様、議決権を行使していただきました株主様に、
映画観賞券 を後日送付させていただきます。**

